

○厚生労働省令第七十四号

国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第一百五条第三項及び第一百十条、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）第二十七条第一項及び第三十三条、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二二号）第三十五条第一項並びに年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成三十年政令第三百六十四号）第三十七条の規定に基づき、国民年金法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月四日

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令

（国民年金法施行規則の一部改正）

第一条 国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改める。

改 正 後			改 正 前		
（裁定の請求） 第三十一条（略） 2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一 十一（略） 十二 法第三十条の四の規定による障害基礎年金の請求をする者にあつては、次に掲げる書類 イ・ロ（略） ハ 受給権者（前年の所得（令第六条の二第一項の規定によつて計算した所得の額をいう。次項において同じ。）が三百七十六万円を超える者に限る。二において同じ。）の十九歳未満の控除対象扶養親族（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象扶養親族をいう。以下同じ。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書 二（略） 十三（略） 3 前項第十二号口の障害基礎年金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 前年の所得が三百七十六万円を超えない受給権者にあつては、その事実についての市町村長の証明書 二 前年の所得が三百七十六万円を超える受給権者にあつては、次に掲げる書類 イ・ロ（略） 4 9（略）			（裁定の請求） 第三十一条（略） 2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一 十一（略） 十二 法第三十条の四の規定による障害基礎年金の請求をする者にあつては、次に掲げる書類 イ・ロ（略） ハ 受給権者（前年の所得（令第六条の二第一項の規定によつて計算した所得の額をいう。次項において同じ。）が三百七十四万円を超える者に限る。二において同じ。）の十九歳未満の控除対象扶養親族（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象扶養親族をいう。以下同じ。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書 二（略） 十三（略） 3 前項第十二号口の障害基礎年金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 前年の所得が三百七十四万円を超えない受給権者にあつては、その事実についての市町村長の証明書 二 前年の所得が三百七十四万円を超える受給権者にあつては、次に掲げる書類 イ・ロ（略） 4 9（略）		

（傍線部分は改正部分）

厚生労働大臣 福岡 資麿

様式第三号（第三十一条関係）

（表 面）

国民年金 障害基礎年金 所得状況届

日本年金機構 殿

令和 年 月 日提出

受 給 権 者	個人番号(又は 基礎年金番号)		年金コード
	氏 名		
	住 所		
所得状況 扶養親族等・控除		所 得 状 況	
①	控除対象配偶者及び扶 養親族の合計数	人 (うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数 人) (うち特定扶養親族の数 人) (うち控除対象扶養親族の数 (19歳未満の者に限る。)) 人	
	同一生計配偶者(控除対 象配偶者を除く。)の有無	有(70歳以上・70歳未満) ・ 無	
②	前 年 の 所 得 額	円	
③ 控 除	雑 損	円	
	医 療 費	円	
	社 会 保 険 料	円	
	小規模企業共済等掛金	円	
	配 偶 者 特 別	円	
	障害者(特別障害者を除 く。)である同一生計配偶 者及び扶養親族の合計数	人	
	特別障害者である同一 生計配偶者及び扶養親 族の合計数	人	
	寡婦・ひとり親・勤労学生 の別	寡婦・ひとり親・勤労学生	
	地方税法附則第 6 条第 1 項の免除に係る所得額	円	
※ 控 除 後 の 所 得 額		円	
※ 審 査			
※ 上記のとおり、相違ありません。 令和 年 月 日 市区町村長 印			

公的年金
受給状況

- ・受けている
- ・申請中
- ・受けていない

※ 送 付

令和 年 月 日
第 号

◎ 裏面の注意をよく読んでからご記入ください。

◎ ※印の欄は、記入しないでください。

◎ 字は楷書ではっきりとご記入ください。

備 考 1. 用紙の寸法は、A列 4 番とする。

2. 必要があるときは、所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。

様式第三号を次のように改める。

(裏 面)

注 意

①の欄

上段には、地方税法に定める控除対象配偶者及び扶養親族の合計数（注）をご記入ください。

なお、所得状況については、所得税法に定める老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、特定扶養親族の数並びに控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）の数を（ ）内に再掲してください。

下段には、同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）の有無をご記入ください。

②の欄

前年の所得のうち、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額並びに先物取引に係る雑所得等の金額の合計額をご記入ください。なお、所得の額がないときは、「なし」とご記入ください。

③の欄

- 1 「雑損」、「医療費」、「社会保険料」、「小規模企業共済等掛金」及び「配偶者特別」は、前年の所得について地方税法に定める雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除を受けたときは、それぞれの控除額をご記入ください。
- 2 「障害者（特別障害者を除く。）である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数」は、同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者以外の障害者である人の数をご記入ください。
- 3 「特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数」は、同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者である人の数をご記入ください。
- 4 「寡婦・ひとり親・勤労学生の特例」は、地方税法に定める寡婦若しくはひとり親控除の適用を受ける者又は勤労学生であるときは、該当するものを○で囲んでください。
- 5 「地方税法附則第 6 条第 1 項の免除に係る所得額」は、地方税法附則第 6 条第 1 項（肉用牛の売却による農業所得の免除）の免除を受けているときだけ、その免除に係る所得額をご記入ください。

添付書類

この届には、次の書類を添えてご提出ください。なお、これらの書類をこの届の提出先の市町村長から受けることができるとき、又は市町村長からこの届にこれらの書類に代わる証明を受けたときは、添える必要がありません。

- (1) あなたの前年の所得の額が、376万千円以下であるときは、その事実についての市町村長の証明書
- (2) あなたの前年の所得の額が、376万千円より多いとき、次の書類
 - イ 前年の所得額並びに同一生計配偶者及び扶養親族の数並びに同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族又は特定扶養親族の数についての市町村長の証明書
 - ロ ③の欄に記入すべき事実があるときは、その事実についての市町村長の証明書

注）扶養親族のうち、国外居住親族については、以下のいずれかに該当する者に限ります。

- (1) 年齢16歳以上30歳未満の者
- (2) 年齢70歳以上の者
- (3) 年齢30歳以上70歳未満の者のうち、次の①から③までのいずれかに該当する者
 - ① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
 - ② 障害者
 - ③ その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
(認定の請求) 第一条 (略) 2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一 九 (略) 九の二 請求者（前年の所得（令第四条第一項の規定により計算した額をいう。次号、次項並びに第七条の四第二項第一号及び第二号において同じ。）が三百七十六万円を超える者に限る。）の十九歳未満の控除対象扶養親族（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象扶養親族をいう。次項において同じ。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書 九の三 請求者（前年の所得が三百七十六万円を超える者に限る。）が法第十条第一項の規定に該当するときは、特別障害給付金被災状況届（様式第二号） 十 (略) 3 前項第九号の特別障害給付金所得状況届には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。 一 前年の所得が三百七十六万円を超えない請求者 請求者の前年の所得が三百七十六万円を超えない事実についての市町村長の証明書 二 前年の所得が三百七十六万円を超える請求者 次に掲げる書類 イ・ロ (略) 4 (略)		(認定の請求) 第一条 (略) 2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一 九 (略) 九の二 請求者（前年の所得（令第四条第一項の規定により計算した額をいう。次号、次項並びに第七条の四第二項第一号及び第二号において同じ。）が三百七十四万円を超える者に限る。）の十九歳未満の控除対象扶養親族（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象扶養親族をいう。次項において同じ。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書 九の三 請求者（前年の所得が三百七十四万円を超える者に限る。）が法第十条第一項の規定に該当するときは、特別障害給付金被災状況届（様式第二号） 十 (略) 3 前項第九号の特別障害給付金所得状況届には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。 一 前年の所得が三百七十四万円を超えない請求者 請求者の前年の所得が三百七十四万円を超えない事実についての市町村長の証明書 二 前年の所得が三百七十四万円を超える請求者 次に掲げる書類 イ・ロ (略) 4 (略)	

様式第一号（第一条、第四条及び第七条の四関係）

（表 面）

特別障害給付金所得状況届

日本年金機構 殿

令和 年 月 日提出

受 給 資 格 者		個人番号(又は 受給資格者番号)	
		氏 名	
		住 所	
所得状況 扶養親族等・控除		所 得 状 況	
①	控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	人 (うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数 人) (うち特定扶養親族の数 人) (うち控除対象扶養親族の数 (19歳未満の者に限る。)) 人	
	同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)の有無	有 (70歳以上・70歳未満) ・ 無	
② 前 年 の 所 得 額		円	
③ 控 除	雑 損	円	
	医 療 費	円	
	社 会 保 険 料	円	
	小規模企業共済等掛金	円	
	配 偶 者 特 別	円	
	障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	人	
	特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	人	
	寡婦・ひとり親・勤労学生の別	寡婦・ひとり親・勤労学生	
地方税法附則第6条第1項の免除に係る所得額		円	
※ 控 除 後 の 所 得 額		円	
※ 審 査			
※ 上記のとおり、相違ありません。 令和 年 月 日 市区町村長 印			
公的年金 受給状況	・受けている ・申請中 ・受けていない		※ 送 付 令和 年 月 日 第 号

◎ 裏面の注意をよく読んでからご記入ください。

◎ ※印の欄は、記入しないでください。

◎ 字は楷書ではっきりとご記入ください。

備考 1. 用紙の寸法は、A列4番とする。
2. 必要があるときは、所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。

様式第一号を次のように改める。

(裏 面)

注 意

①の欄

上段には、地方税法に定める控除対象配偶者及び扶養親族の合計数（注）をご記入ください。

なお、特別障害給付金の受給資格者の所得状況については、所得税法に定める老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、特定扶養親族の数並びに控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）の数を（ ）内に再掲してください。

下段には、同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）の有無をご記入ください。

②の欄

前年の所得のうち、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額並びに先物取引に係る雑所得等の金額の合計額をご記入ください。なお、所得の額がないときは、「なし」とご記入ください。

③の欄

- 1 「雑損」、「医療費」、「社会保険料」、「小規模企業共済等掛金」及び「配偶者特別」は、前年の所得について地方税法に定める雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除に相当する控除を受けたときは、それぞれの控除額をご記入ください。
- 2 「障害者（特別障害者を除く。）である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数」は、同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者以外の障害者である人の数をご記入ください。
- 3 「特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数」は、同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者である人の数をご記入ください。
- 4 「寡婦・ひとり親・勤労学生の別」は、地方税法に定める寡婦若しくはひとり親控除の適用を受ける者又は勤労学生であるときは、該当するものを○で囲んでください。
- 5 「地方税法附則第6条第1項の免除に係る所得額」は、地方税法附則第6条第1項（肉用牛の売却による農業所得の免除）の免除を受けているときだけ、その免除に係る所得額をご記入ください。

添付書類

この届には、次の書類を添えてご提出ください。なお、これらの書類をこの届の提出先の市町村長から受けることができるとき、又は市町村長からこの届にこれらの書類に代わる証明を受けたときは、添える必要がありません。

- 1 あなたの前年の所得の額が、376万千円以下であるときは、その事実についての市町村長の証明書
- 2 あなたの前年の所得の額が、376万千円より多いときは、次の書類
 - (1) 前年の所得額並びに同一生計配偶者及び扶養親族の数並びに同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族又は特定扶養親族の数についての市町村長の証明書
 - (2) 控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類
 - (3) ③の欄に記入すべき事実があるときは、その事実についての市町村長の証明書
 - (4) 本年に災害のため損害を受け、その損害金額が自己又は控除対象配偶者若しくは扶養親族の住宅、家財その他の財産の価格のおおむね2分の1以上であるときは、特別障害給付金被災状況届

注）扶養親族のうち、国外居住親族については、以下のいずれかに該当する者に限ります。

- (1) 年齢16歳以上30歳未満の者
- (2) 年齢70歳以上の者
- (3) 年齢30歳以上70歳未満の者のうち、次の①から③までのいずれかに該当する者
 - ① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
 - ② 障害者
 - ③ その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

(年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正)
第三条 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則(平成三十年厚生労働省令第百五十一号)

改正後

(認定の請求)

第二条 法第五条の規定による老齢年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を日本年金機構(以下「機構」という)に提出することによって行わなければならない。

一 四 (略)

二 五 (略)

六 市町村(特別区を含む。以下同じ。)から提供を受けた所得及び世帯の情報その他の情報により厚生労働大臣が老齢年金生活者支援給付金の支給要件に該当する蓋然性が高いと認める者に係る法第五条の規定による老齢年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、第一項の規定にかかわらず、氏名を記載した請求書を機構に提出することによって行うことができる。この場合において、第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類を添えることを要しないものとする。

(認定の請求)

第十七条 法第十二条の規定による補足的な老齢年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一 四 (略)

二 五 (略)

六 市町村から提供を受けた所得及び世帯の情報その他の情報により厚生労働大臣が補足的な老齢年金生活者支援給付金の支給要件に該当する蓋然性が高いと認める者に係る法第十二条の規定による補足的な老齢年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、第一項の規定にかかわらず、氏名を記載した請求書を機構に提出することによって行うことができる。この場合において、第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類を添えることを要しないものとする。

(認定の請求)

第三十二条 法第十七条の規定による障害年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一 四 (略)

二 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 三 (略)

三 二 請求者(前年(一月から九月までの月分の障害年金生活者支援給付金については、前々年。次項において同じ。)の所得(令第十条第一項の規定によって計算した所得の額をいう。次項並びに第四十七条第二項及び第三項において同じ。)が四百七十九万四千円を超える者に限る。)の十九歳未満の控除対象扶養親族(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する控除対象扶養親族をいう。以下同じ。)の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書

四・五 (略)

改正前

(認定の請求)

第二条 法第五条第一項の規定による老齢年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を日本年金機構(以下「機構」という)に提出することによって行わなければならない。

一 四 (略)

二 五 (略)

六 市町村(特別区を含む。以下同じ。)から提供を受けた所得及び世帯の情報その他の情報により厚生労働大臣が老齢年金生活者支援給付金の支給要件に該当する蓋然性が高いと認める者に係る法第五条第一項の規定による老齢年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、第一項の規定にかかわらず、氏名を記載した請求書を機構に提出することによって行うことができる。この場合において、第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類を添えることを要しないものとする。

(認定の請求)

第十七条 法第十二条第一項の規定による補足的な老齢年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一 四 (略)

二 五 (略)

六 市町村から提供を受けた所得及び世帯の情報その他の情報により厚生労働大臣が補足的な老齢年金生活者支援給付金の支給要件に該当する蓋然性が高いと認める者に係る法第十二条第一項の規定による補足的な老齢年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、第一項の規定にかかわらず、氏名を記載した請求書を機構に提出することによって行うことができる。この場合において、第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類を添えることを要しないものとする。

(認定の請求)

第三十二条 法第十七条第一項の規定による障害年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一 四 (略)

二 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 三 (略)

三 二 請求者(前年(一月から九月までの月分の障害年金生活者支援給付金については、前々年。次項において同じ。)の所得(令第十条第一項の規定によって計算した所得の額をいう。次項並びに第四十七条第二項及び第三項において同じ。)が四百七十二万四千円を超える者に限る。)の十九歳未満の控除対象扶養親族(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する控除対象扶養親族をいう。以下同じ。)の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書

四・五 (略)

(傍線部分は改正部分)

3 前項第三号の障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならぬ。

一 前年の所得が四百七十九万四千円を超えない請求者にあつては、その事実についての市町村長の証明書

二 前年の所得が四百七十九万四千円を超える受給権者にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

4・5 (略)

6 市町村から提供を受けた所得の情報その他の情報により厚生労働大臣が障害年金生活者支援給付金の支給要件に該当する蓋然性が高いと認める者に係る法第十七条の規定による障害年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、第一項の規定にかかわらず、氏名を記載した請求書を機構に提出することによって行うことができる。この場合において、第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類を添えることを要しないものとする。

(認定の請求)

第四十七条 法第二十二條の規定による遺族年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一 三 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 三 (略)

三の二 請求者(前年(一月から九月までの月分の遺族年金生活者支援給付金については、前々年。次項において同じ。)の所得が四百七十九万四千円を超える者に限る。)の十九歳未満の控除対象扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができ書類又は当該事実についての申立書

四 (略)

3 前項第三号の障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前年の所得が四百七十九万四千円を超えない請求者にあつては、その事実についての市町村長の証明書

二 前年の所得が四百七十九万四千円を超える受給権者にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

4・5 (略)

6 市町村から提供を受けた所得の情報その他の情報により厚生労働大臣が遺族年金生活者支援給付金の支給要件に該当する蓋然性が高いと認める者に係る法第二十二條の規定による遺族年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、第一項の規定にかかわらず、氏名を記載した請求書を機構に提出することによって行うことができる。この場合において、第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類を添えることを要しないものとする。

3 前項第三号の障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならぬ。

一 前年の所得が四百七十二万二千円を超えない請求者にあつては、その事実についての市町村長の証明書

二 前年の所得が四百七十二万二千円を超える受給権者にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

4・5 (略)

6 市町村から提供を受けた所得の情報その他の情報により厚生労働大臣が障害年金生活者支援給付金の支給要件に該当する蓋然性が高いと認める者に係る法第十七条第一項の規定による障害年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、第一項の規定にかかわらず、氏名を記載した請求書を機構に提出することによって行うことができる。この場合において、第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類を添えることを要しないものとする。

(認定の請求)

第四十七条 法第二十二條第一項の規定による遺族年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一 三 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 三 (略)

三の二 請求者(前年(一月から九月までの月分の遺族年金生活者支援給付金については、前々年。次項において同じ。)の所得が四百七十二万二千円を超える者に限る。)の十九歳未満の控除対象扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができ書類又は当該事実についての申立書

四 (略)

3 前項第三号の障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前年の所得が四百七十二万二千円を超えない請求者にあつては、その事実についての市町村長の証明書

二 前年の所得が四百七十二万二千円を超える受給権者にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

4・5 (略)

6 市町村から提供を受けた所得の情報その他の情報により厚生労働大臣が遺族年金生活者支援給付金の支給要件に該当する蓋然性が高いと認める者に係る法第二十二條第一項の規定による遺族年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、第一項の規定にかかわらず、氏名を記載した請求書を機構に提出することによって行うことができる。この場合において、第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類を添えることを要しないものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、第三条中年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則第二条第一項及び第六項、第十七条第一項及び第六項、第三十二条第一項及び第六項並びに第四十七条第一項及び第六項の改正規定は、公布の日から施行する。

(国民年金法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の国民年金法施行規則第三十一条の規定は、令和七年十月以後の月分に係る国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金についての同法第十六条の規定による裁定の請求、同法第二十条第二項の規定による支給停止解除の申請、同法第二十条の二三項の規定による支給停止の申出の撤回及び国民年金法施行規則第三十六条の五の規定による所得状況の届出（以下この条において「請求等」という。）について適用し、同年九月以前の月分に係る当該請求等については、なお従前の例による。

(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則第一条の規定は、令和七年十月以後の月分に係る特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第六条第一項又は第二項の規定による認定の請求については、なお従前の例による。

(年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則第三十二条第二項及び第三項並びに第四十七条第二項及び第三項の規定は、令和七年十月以後の月分に係る年金生活者支援給付金の支給に関する法律第十七条又は第二十二条の規定による認定の請求については、なお従前の例による。

(様式に関する経過措置)

第五条 令和五年以前の年の所得に係る障害基礎年金所得状況届及び特別障害給付金所得状況届並びにこれらに添えるべき書類については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。